

日本薬剤師会の「健康サポート薬局研修」受講者の皆様へ

～「研修修了証」の発行申請はお済みですか？～

受講証明書のみでは健康サポート薬局研修修了の証となりません。
必ず、「研修修了証」の発行申請を行ってください。

申請には期限があります。今すぐ、受講証明書の有効期限の確認を！！

※有効期限は受講証明書に記載されています。

研修修了証の申請には、

- ・研修会 A（都道府県薬剤師会）の受講証明書 ※薬局所在地の都道府県
- ・研修会 B（都道府県薬剤師会）の受講証明書
- ・e-ラーニング研修（日本薬剤師会）の受講証明書

上記3種の受講証明書と、所定の申請書・発行費用等が必要です。

受講証明書の有効期限（研修修了証の申請が可能な期間）は、発行日から3年間です。

上記3種の受講証明書のうち、最も早く取得された受講証明書の発行日を確認し、有効期限が切れる前に、研修修了証の発行申請手続きを行ってください（各研修の受講証明書のみでは、研修修了の証となりませんのでご注意ください）。

また、郵送による申請となりますので、期限にゆとりを持って手続きを行ってください。

◆実務経験について

修了証の発行申請には、薬局において、薬剤師として5年以上の実務経験（注）があることが必要です。修了証発行の際、実務経験を記載した履歴書（所定様式あり）を確認した上で修了証を発行します。

（注）実務経験は、週当たりの勤務時間数が20時間以上であった期間を通算するものとします。修了証の発行申請は5年以上の実務経験がないと行えません。

◆◆研修修了証発行申請先◆◆ 公益財団法人 日本薬剤師研修センター

※申請方法・申請書様式等は、日本薬剤師研修センターのホームページに案内があります。

下記ページから「健康サポート薬局研修修了証交付申請要領」をご覧ください。

<http://www.jpec.or.jp>

お問い合わせについても、同センターへお願いいたします。

（メールのみ受付。申請要領内に問い合わせ先メールアドレスの記載あり）

- 研修の仕組みの全体像や詳細については、日本薬剤師会ホームページでご案内しています。

HOME>日本薬剤師会の活動>健康サポート薬局>健康サポート薬局研修について

<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/support/kensyu.html>

- 受講証明書を紛失された方は、発行元（研修会の場合は都道府県薬剤師会、e-ラーニングの場合は日本薬剤師会）へご照会ください。

（注）e-ラーニングの場合、受講証明書をダウンロードせずに利用期限（登録より2年間）を経過した方には、受講証明書の発行はできません。